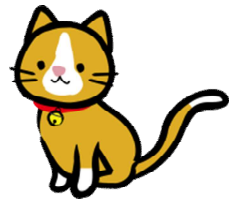


猫を適切に飼うために…



(1) 猫を飼うときは「室内飼育」に努めましょう。

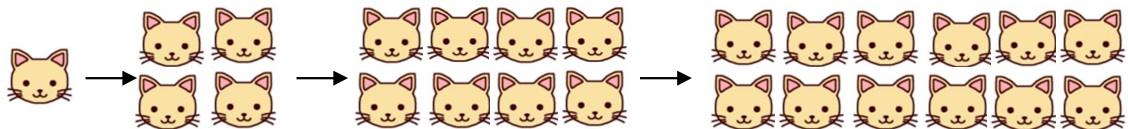
猫を屋外で放し飼いにしていると、交通事故やケンカなどで負傷したり、他の野良猫から病気をうつされたりなど、たくさんのリスクがあります。

また、飼い主の知らないうちによその家でふん尿をして、周囲の方々に迷惑をかけることもあります。猫を飼うときには「室内飼育」に努め、近隣トラブルにつながらないように気をつけましょう。

(2) 子猫を望まない場合は、不妊・去勢手術をさせましょう。

猫は生後8カ月ほどで子どもを産めるようになり、年に数回発情します。1回の出産で4～8匹の子猫を産みます。猫は他の動物に比べて非常に繁殖能力が高く、交尾をすると必ず妊娠し、どんどん増えていきます。

現在飼われている猫の他に子猫を望まないのであれば、不妊・去勢手術を受けるようにし、増えすぎて適切な飼育のされない不幸な猫が増えないようにしましょう。



(3) 飼い主のいない猫（野良猫）に餌やりはやめましょう。

お腹を空かせた野良猫に餌をあげたくなることがあるかもしれませんが、野良猫に餌を与えることで、今まで散らばっていた猫が集まってきたり、その猫が子猫を産んでさらに増えたり、付近の住宅の敷地内等にふん尿や悪臭をもたらしたりと、近隣の方々の大変迷惑になることがあります。近年は裁判にまで発展し、餌を与えていた住民に損害賠償の支払いを命じる判決が増えています。自治体によっては、適切な方法で餌やりをせず、周囲の住民の生活環境に悪影響を及ぼした場合には罰則を定めているところもあります。

野良猫への餌やりがもたらす影響を考えるとともに、その行為に責任が持てないのならば直ちにやめましょう!（可愛そうな猫が増えるばかりです…。）

(4) 飼育が困難になってしまったら…

動物を飼う＝終生飼養することが原則ですが、事情があってもどうしても飼うことができなくなった場合は、上川総合振興局へご相談してください（ただし、自分であらたな譲渡先を探す努力をしている、猫が離乳しているなどの条件があります）。詳しくは上川総合振興局保健環境部環境生活課 主査（動物管理）0166-46-5924 へお問い合わせください。

名寄市市民部環境生活課環境・生活安全係
電話 01654-3-2111 内線：3122

